

# 諸外国における食品容器・包装規制 に関する調査および解説

(国連その他)

(2026.2.25)

(一財)化学研究評価機構(JCII)  
食品接触材料安全センター

# 基本構成

まとめ(p.3)

国連プラスチック汚染防止条約(p.4～33)

背景(p.5～13)

政府間交渉委員会(INC)(p.14～33)

国連Codexリサイクルプラスチック  
ガイドライン(p.34～43)

# まとめ

国連プラスチック汚染防止条約(p.4~33)  
背景(p.5~13)  
政府間交渉委員会(INC)(p.14~33)

国連Codexリサイクルプラスチック  
ガイドライン(p.34~43)

- 国連プラスチック汚染防止条約の政府間交渉委員会(INC)の経緯を具体的に整理した。依然合意に至っていない背景をコメントした。  
。石油産出国、ロシアなどは既に発生したプラスチック環境汚染の解決を目指すとする。一方、EU、島嶼国などは生産量規制を含めプラスチックの産業構造を変える中で解決を目指すとする点で対立している。こうした中、日本は新たに発生する環境汚染を廃棄段階で管理し解決を目指すとする。
- 国連Codexリサイクルプラスチックガイドライン策定の取組みが始まった。各国のリサイクル規則が異なるなか、食品接触材料の国際的流通を促進する契機として期待される。
- その他、G7・G20、バーゼル条約、エレン・マッカーサー財団、OECD、世界経済フォーラム(WEF)などのポイントを整理した。

まとめ(p.3)

国連プラスチック汚染防止条約(p.4～33)

背景 (p.5～13)

政府間交渉委員会(INC)(p.14～33)

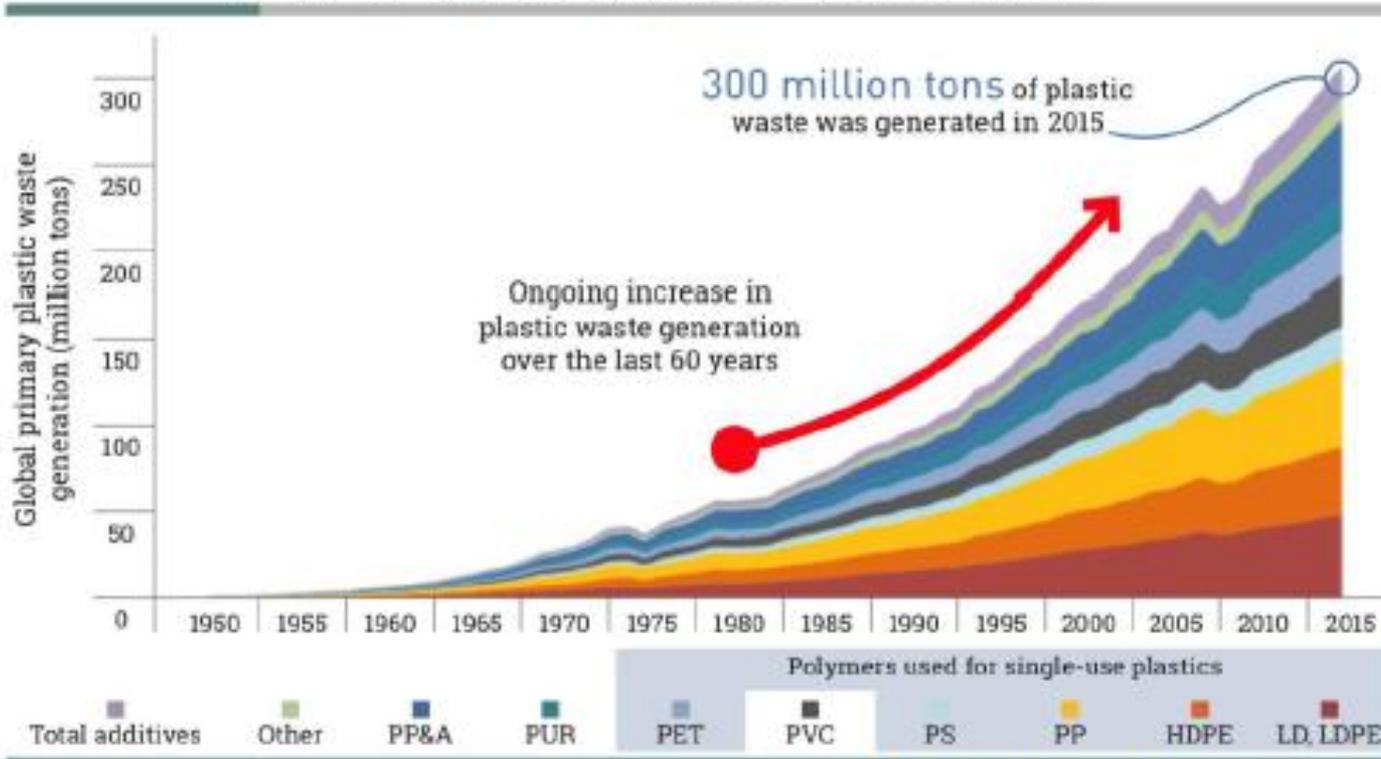
国連Codexリサイクルプラスチック  
ガイドライン(p.34～43)

# 国連プラスチック汚染防止条約

国連プラスチック汚染防止条約の政府間交渉委員会(INC)の動きを紹介します。最初にプラスチック汚染を取り巻く様々な国際的動き、続いてINCの活動実績、最後に依然INCが結論に至っていない背景を整理します。

# 世界のプラスチック排出量 (中環審・産構審合同会議参考資料)

図：世界のプラスチック排出量 (1950-2015)



プラスチック製品はその利用価値から今後も増え、その結果環境問題も大きくなると見られている。

(出典) UNEP "SINGLE-USE PLASTICS A Roadmap for Sustainability"

# G7サミット海洋プラスチック憲章

- 2018年6月8日～9日カナダシャルルボアでG7サミットが開催され、コミュニケ「健康な海洋、海と回復する沿岸地域のためのシャルルボアブループリント」における附属書「海洋プラスチック憲章」が日米を除く5カ国（加・仏・独・伊・英）の首脳とEUの署名で採択された。

附属書2.a. 2030年までにプラスチック包装の少なくとも55%をリサイクル及びリユースし、2040年までに全てのプラスチックを100%回収するため、業界及びその他政府レベルと協力する。

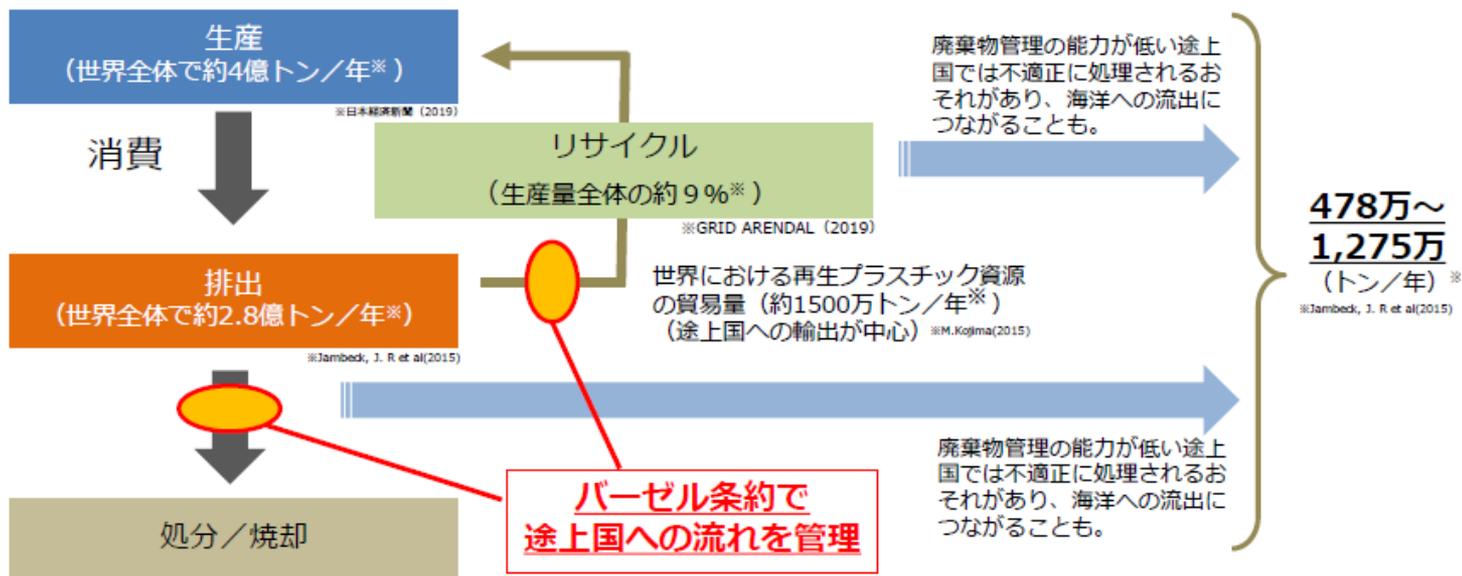
- 2018年9月19～21日カナダハリファックスにおいて、G7環境海洋エネルギー相会合が開催され合意文書が公表された。

# バーゼル条約(工業先進国から発展途上国に廃棄物を輸出するとき適用される強制力ある国際条約)

(中環審・産構審合同会議参考資料)

- 2017年に中国が国内での環境汚染等を理由に、プラスチックの輸入規制を実施。
- その後、中国に代わり東南アジア諸国へのプラスチックの輸出が増えたが、これらのプラスチックが、輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしていると指摘され、その結果、東南アジア諸国においても輸入規制が実施されている。
- この問題の解決のため、バーゼル条約第14回締約国会議(COP14)において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書改正が決議された。

## ＜プラスチックの生産・処分の流れ＞



# エレン・マッカーサー(EM)財団

- 2016年EM財団は、「毎年少なくとも800万tのプラスチックが海洋に流出しており、2050年にその重量は全ての魚の重量を超える」と主張した。この主張は世界的に大きな反響を呼んだ。
- 2020年11月5日EM財団/国連環境プログラム(UNEP)/新プラスチック経済グローバルコミットメントは、2020年進捗レポートを公表した。ここで、最も注目されるのは、消費者製品を中心にリサイクルしにくい材料やリサイクルの負荷となっている製品を示しフェーズアウトを呼び掛けたことである: PS、発泡ポリスチレン、PVCをはじめ、PVDC、オキソ分解性プラスチック、リサイクル選別システムの機能をかく乱するカーボンブラックなど顔料、ラミネート材料、シングルユースプラスチック製品。

# 経済協力開発機構 (OECD)

- OECD は、持続可能なプラスチックをテーマに2017年後半～2018年前半ワークショップ (WS) 開催を計画した。これに先立ち2016年9月22日作業部会で報告書「WS案: 化学の観点からの‘持続可能なプラスチック’のデザイン」が示された。ここでリサイクルの阻害要因としてPVC、BFR (臭素系難燃剤) の存在を指摘した。
- OECDは、2018年5月29～31日開催したフォーラムと連動し、プラスチックリサイクル市場を活性化させる報告書を公表した。ここで様々な選択肢をあげその可能性を評価しているが、注目されるのは、説明資料、附属書の多さから示唆されるように、これまでより事実ベースの議論を意図していると思われること。これに基づき各種プラスチックの長短を比較していること。生分解性プラスチックについて、また分解促進剤の使用について、その分解性故マテリアルリサイクルの市場に合わないことを率直に認めていること。

# 世界経済フォーラム（WEF）

- 世界経済フォーラム（WEF）は2016年1月公表した報告書「新たなプラスチック経済 プラスチックの将来の再検討」で、プラスチックのマテリアルリサイクルを阻害している要因として、相対的に量が少ない包装材料（PVC、PS及び発泡ポリスチレン）の存在を指摘し、これらをなくし相対的に量が多い包装材料に集約することがリサイクルの効果や効率をあげ、ひいては海洋ごみ問題を解決に導くとした。
- この報告書はその後、リサイクルの効果や効率をより定量的に明らかにするべく改訂され、2017年1月「新たなプラスチック経済 活性化する対策」として公表された。これらの報告書に対し業界団体は反論し、材料の選択は本質的解決にならないと主張している。

EM財団、OECD、WEFが以前からフェーズアウトの対象と主張したプラスチック材料、製品がINC議長のテキストへの附属書の内容に影響を与えている。

# 国連持続可能な開発目標 (SDGs)

- 2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で採択された目標。

## ○目標12: 持続可能な消費と生産形式の確保

12.5: 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用、廃棄物の発生を大幅に削減する。

## ○目標14: 海洋・海洋資源の保全

14.1: 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含め、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

14.2: 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、柔軟性の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取り組みを行う。

# 国連環境プログラム (UNEP) ・ 国連環境総会 (UNEA)

- 2017年2月23日国連は、プラスチック海洋ごみに関する全面的取組みへの意思を公表した。ここでUNEPが示した2022年の到達目標はつぎの通り:
  - パーソナルケア生産品からのマイクロプラスチックの廃絶
  - 使い捨て型バッグについて禁止或いは課税
  - その他廃棄処理可能なプラスチックアイテムの大幅削減。

ここに見るように国連における最初の目標は、環境を現に汚染している特定のプラスチック製品の規制であったことに留意したい。

# 国連環境プログラム(UNEP)・ 国連環境総会(UNEA)

- 2017年12月4～6日UNEA-3は、海洋ごみとマイクロプラスチックに関する決議案(UNEP/EA.3/L.20)を採択した。
- 2022年2月UNEA5.2は、**海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力ある国際協定を議論する政府間交渉委員会(INC)を設立する決議を採択した。**

<https://docs.un.org/en/UNEP/EA.5/Res.14>

# 国連政府間交渉委員会 (INC)

- INC-1 2022年11月28日～12月2日(ウルグアイ)
- INC-2 2023年5月29日～6月2日(フランス)

## 2023年9月4日ゼロドラフトテキスト

- INC-3 2023年11月13日～19日(ケニア)

## 2023年12月28日改訂ドラフトテキスト

- INC-4 2024年4月23日～29日(カナダ)

## 2024年7月4日ドラフトテキスト統合版

- 専門家会議 2024年8月24日～28日(タイ)
- INC-5 2024年11月25日～12月1日(韓国)

## 2024年12月1日議長のテキスト

- INC-5.2 2025年8月5日～14日(スイス)

## 2025年8月13日議長のテキスト、15日改訂された議長のテキスト

- INC-5.3 2026年2月7日(スイス)

INCの議論の過程で6つのテキスト(条約の条文案)が作成されたが、いずれも合意を得ることはできなかった。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 1 ウルグアイ①(環境省HPより)

(1) 会合の冒頭で、ペルーのグスタボ・メサ＝クアドラ前外務大臣が議長として選任されました(第3回交渉まで。第4回以降エクアドルが引き継ぐ予定。)。なお、議長以外の理事については、東欧地域からの候補者が確定しておらず、次回会合で決定することとなりました。

(2) 続いて各国及び地域からステートメントが述べられました。我が国からは、本条約が全ての国にとって実効的かつ進歩的なものとなるよう、日本が主導的な役割を果たしていきたい旨述べるとともに、プラスチックによる汚染に対処する世界全体の共通目標を設定し、プラスチックの循環利用の促進を義務として、各国が状況を踏まえプラスチックのライフサイクル全体(製造、販売・消費、廃棄物管理・排出)の措置を講じる重要性を強調しました。

(3) 条約の目的、目標及び内容等に関しては、多くの国から、人の健康、生物多様性及び環境を保護することを目的とし、世界共通の目標設定の必要性に言及がありました。また、プラスチックの製造段階等への規制を求める意見、各国の状況に応じた対策の重要性を主張する意見、及び国別行動計画の策定・報告・評価のメカニズムや、措置・取組の透明性が重要との意見、科学的な知見の集積と共有の重要性、及び開発途上国を中心に能力構築・技術・資金支援の必要性が主張されました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 1ウルグアイ②(環境省HPより)

(4) 次回の会合に向けて各国及び様々なステークホルダーから、条約に必要な要素案に関する意見を提出することが決定されました。

(5) このほか、今回の委員会開催に合わせ、様々なステークホルダーによる会合も開催され、我が国を含む各国交渉団との意見交換が行われました。

(6) 我が国は、**環境省の小野地球環境審議官がアジア太平洋地域の理事候補として選出**されており、会合期間中、定期的に地域会合を主催するなど域内各国の議論の促進に貢献しました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 2フランス ①(環境省HPより)

- (1) 会合の冒頭で、小野洋環境省地球環境審議官が、アジア太平洋地域の理事(副議長)として選任され、今次会合においても定期的に地域会合を主催するなど、議論を主導しました。
- (2) 今回の交渉では、条約に盛り込まれるべき要素案に関する事務局ペーパーを基に、①目的及び中心的義務、②条約義務の実施手段について、2つの作業グループに分かれて議論が行われました。
- (3) 日本からは、①条約の目的について、先のG7広島首脳宣言やG7札幌 気候・エネルギー・環境大臣コミュニケを基に、2040年までに追加的な汚染をゼロに削減する野心をもってプラスチック汚染を終わらせることを目標とすべきである旨提案したほか、②条約の横断的義務として、(i)国内でのプラスチックの循環利用の促進や環境への排出を抑制していくシステムの社会全体での構築、(ii)プラスチックのライフサイクル全体の各段階における汚染の抑制に向けた必要な措置の実施、(iii)生産段階や廃棄物管理の段階の取組のみならず、流通・販売・消費段階での意識啓発やプラスチックの回収、再利用やリサイクルの促進の重要性等を主張しました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 2 スランス②（環境省HPより）

4) 各国からは、条約の目的として、プラスチックの環境への流出の防止、人間の健康への悪影響の防止等を掲げ、目標年限を設定することに対して支持を表明する意見もありましたが、引き続き継続して議論を行うことになりました。

条約の義務として、多くの国が科学的知見に基づく議論の重要性を認識しつつ、一次プラスチックポリマーの生産制限や、問題のある避けうるプラスチック製品及び懸念のある化学物質やポリマーの使用の禁止、段階的禁止又は削減を求める意見がある一方で、日本を含む各国から再利用及びリサイクルの促進による対策の重要性について意見が出されました。また、多くの国から、各国の状況に応じた国別行動計画に基づく措置の必要性について意見が出された一方で、国別行動計画は補完的な役割であるとの意見も出されました。

さらに、条約義務の実施手段（能力構築、資金・技術支援、技術移転等）についても議論がなされ、多くの国が専用基金の設置について主張する一方で、日本を含む複数の国から、既存基金を最大限に活用し、最も支援を必要とする国への支援を行うべきとの意見が出されました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 2フランス ③(環境省HPより)

5) 今回の議論の結果、議長に対してINC3までに条文のゼロ・ドラフト(原案)を作成するマンデート(任務)が与えられるとともに、会期間中の作業の特定や同INC前に1日間の準備会合を開催すること等が決定されました。

(6)このほか、委員会期間中、ステークホルダー(関係団体等)が参加するサイドイベントが開催され、「地方、国家及び地域における変容の実現」がテーマのイベントでは北九州市が、「循環経済及びプラスチックの循環性の創造的拡大の促進」がテーマのイベントではCLOMA(Japan Clean Ocean Material Alliance)が、それぞれ日本の取組等を紹介しました。

INC-2の中で、EUをはじめ多くの国がプラスチック生産削減を打ち出した。日本は排出段階での対応を優先すべきとした。またINC-2では、全会一致を目指す中、議論がまとまらないとき多数決を取るかどうかについて議論が紛糾した。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 3ケニア ①(環境省HPより)

(1) 今次会合では、9月に公表された条約の素案(ゼロドラフト)を基に、目的及び中心的義務、条約義務の実施手段、定義・原則等について3つの作業グループを設置し、各グループに2名ずつの共同ファシリテーターが任命され、それぞれ議論が行われた。可能な限り各国提案を素案に統合させることに主眼が置かれ、議論の結果、各国の提案が全て盛り込まれた条文案の改定版が作成され、第4回政府間交渉委員会(INC4)での条文案交渉のベースとすることとなった。

(2) 主な論点は、条約の目的及び年限目標、一次プラスチックポリマーの生産制限、懸念のある化学物質・ポリマー・問題のあるプラスチック製品の規制、国別行動計画の内容、新たな基金設置の有無を含む支援資金に関する議論等である。

議長のドラフトテキストをもとに作業グループを設定し、具体的議論を行う形でスタートした。またINC-2で多数決をとるかどうかで議論が紛糾したことが影響し、議長が交代することになった。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 3ケニア ②(環境省HPより)

(3) 日本からは、

- ① 条約の目的に、2040年までの追加的汚染をゼロにする野心を盛り込むべきこと、
  - ② 条約に基づく各国の包括的な義務として、社会全体でプラスチック資源循環メカニズムを構築し、生産から廃棄物管理に至るまでのライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要であること、
  - ③ 一次プラスチックの生産制限については、世界一律の規制ではなく、各国の事情を踏まえて、他の対策が効果を生じない場合に各国で検討すべきであり、再利用やリサイクル、廃棄物管理について、各国は汚染問題の解決に向けて取組を向上させていくべきこと、
  - ④ 科学的根拠に基づく対応が重要であり、既存の他条約との重複に留意すべきこと、
  - ⑤ 実施に関する支援は、支援対象を効果的な措置に重点化し、真に必要な国に対して提供されるべきこと
- 等を主張しつつ、条文案の修正作業に貢献した。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 3ケニア ③(環境省HPより)

(4) 昨年 INC1 で提案されたとおり、ペルーのメザ＝クアドラ氏が INC 議長を退任し、新たにエクアドルのバジャス氏(副議長・南米代表理事)が同議長に選任された。また、今後のINC 開催日程・場所について以下の通り確認された。

- ・ INC4 2024 年4 月21 日～30 日 カナダ・オタワ
- ・ INC5 2024 年11 月25 日～12 月1 日 大韓民国(韓国)・釜山

(5) なお、INC4 までの会期間作業についても議論が行われたが、各国の優先事項や意見の隔たりが大きく、特定作業の決定には至らなかった。

(6) 我が国は、赤堀毅外務省地球規模課題審議官が代表団長を務めた。会合期間中、小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事(副議長)として定期的に地域会合を主催したほか、期間中開催された12 の公式サイドイベントのうちテーマ2「海洋及び海洋環境」を共催し、我が国の関連する取組(環境中プラスチックのモニタリング手法国際調和・データベース開発、自治体連携、漁業者連携による海洋ごみ回収促進・各種マニュアル策定、代替素材開発支援等)を紹介した。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 4カナダ ①(環境省HPより)

(1) 今次会合では、昨年11月の第3回政府間交渉委員会(INC3)を受けて作成された条文案の改定版を基に、条文案(オプション)について整理・統合の議論が行われました。

① 条約の前文・スコープ・目的・原則

② 主要義務規定(一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマー、問題があり回避可能なプラスチック製品、製品設計、拡大生産者責任(EPR)、廃棄物管理等)

③ 条約の実施手段・措置(資金・技術支援、国別行動計画等)

等の分野毎に、複数のグループに分かれて議論が行われました。

交渉の結果、オプションの整理・統合が進んだ分野もあった一方、追加的なオプションの提案がなされ、意見の集約には至らなかった分野もありました。

今後、事務局において今次会合の結果を統合した条文案を作成し、第5回政府間交渉委員会(INC5)における交渉文書とすること、2024年末までの作業完了に向けて引き続き努力していくことが確認されました。

(2) このほか、INC5までの会期間に、①懸念のある化学物質、製品設計等の基準など主要義務規定に係る技術的事項、②資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な作業を進めることが合意され、それぞれについて専門家会合を開催することとなりました。

併せて、条約案の法的な確認等を行うグループ(リーガル・ドラフティング・グループ)の設置も決定されました。

専門家会議は2024年8月24日～28日タイで開催された。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 4 カナダ②(環境省HPより)

(3) 日本からは、

- ① 条約の目的に明確な年限目標が必要であり、2040年までの追加的汚染をゼロにする野心を盛り込むべきこと
  - ② 条約に基づく各国の包括的な義務として、社会全体でプラスチック資源循環メカニズムを構築し、生産から廃棄物管理に至るまでのライフサイクル全体で対応に取り組む規定が必要であること
  - ③ 個々の義務規定はプラスチック汚染を抑制するために効果的な措置であることが必要であり、世界一律の生産制限ではなく、使い捨てプラスチックの削減、環境に配慮した製品設計、リユース・リサイクル及び適正な廃棄物管理といった面で野心的に取り組んでいくべきこと
  - ④ 条約の実施に関する支援においては、廃棄物管理のための基礎的な社会システムの構築が重要であり、効率的、効果的な措置に重点化し、真に必要な国に対して持続可能な方法で提供されるべきこと、また各国の取組を確実なものとするため、国別行動計画の策定・報告や実施状況の進捗確認のための定期的なレビューが重要であること
- 等を主張しつつ、包括的な義務規定、製品設計、条約の実施に関する支援等について具体的な提案を行うなど、交渉の進展に貢献すべく努めました。

(4) なお、INC5は、2024年11月25日から同年12月1日まで大韓民国(韓国)・釜山にて開催されることが改めて確認されました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 5韓国 ①(環境省HPより)

(1) 2022年に採択された国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すとされており、今回のINC5において、精力的な交渉が行われました。

(2) 今回のINC5では、INC議長が非公式に提示した条文案を元に、INC4で作成された統合条約案を参照しつつ、前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉が行われました。11月29日には、それまでの議論を踏まえて改めて議長から条文案が提示され、更に交渉が行われました。

この過程において、

① 目的(第1条)、製品設計(第5条)、放出・流出(第7条)、廃棄物管理(第8条)、既存のプラスチック汚染(第9条)、公正な移行(第10条)、履行・遵守(第13条)、国別行動計画(第14条)等については、具体的な文言交渉を通じて条文案の最終化に向けた議論が進展しました。

② 他方で、プラスチック製品(第3条)、供給(第6条)、資金(第11条)等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われませんでした。

(3) この結果、最終日の12月1日には、それまでの議論を踏まえてINC議長から条文案が再度提示されましたが、合意には至りませんでした。このため、今後、再開会合を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開会合における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認されました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 5 韓国②(環境省HPより)

4) 日本からは、今回の会合において、

- ① プラスチックのライフサイクル全体での取組の促進、
  - ② プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化、
  - ③ 各国におけるプラスチック資源循環の促進、
  - ④ 環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進、
  - ⑤ 適正な廃棄物管理(拡大生産者責任(EPR)制度を含む)にかかる各国の義務、
  - ⑥ 国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー、
  - ⑦ 全ての資金源からの資源動員
- 等の重要性について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与しました。また、再開会合においても、引き続き、積極的に貢献していく旨述べました。
- また、会合期間中、小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事(副議長)として定期的に地域会合を主催しました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 5-2スイス ①(環境省HPより)

(1) 今回の再開会合では、昨年末の第5回政府間交渉委員会(INC5.1)で作成された議長テキストを元に、4つの作業部会に分かれて前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉が行われました。

この過程において、

① 目的(第1条)、製品設計(第5条)、放出・流出(第6条)、廃棄物管理(第7条)、既存のプラスチック汚染(第8条)、公正な移行(第9条)、履行・遵守(第12条)、国別行動計画(第13条)等については、具体的な文言交渉を通じて条文案の最終化に向けた議論が進展しました。

② 他方で、生産、プラスチック製品(第4条)、資金(第10条)、締約国会議(第18条)等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見の収斂に至りませんでした。

③ 手続規定の一部(脱退(第29条)、寄託者(第30条)、正文(第31条))については作業部会で意見が一致し、法的な確認作業が行われました。

(2) 8月13日には、それまでの議論を踏まえて改めて議長から条文案(一次案)が提示され、更に交渉が行われましたが、意見の一致には至りませんでした。

8月15日未明には、議長から条文案(二次案)が提出され、協議が行われましたが、実質合意には至りませんでした。このため、今後、再開会合を開催し、交渉を継続することとなりました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 5-2 スイス②(環境省HPより)

(3) 日本からは、今回の会合において、

- ① プラスチックのライフサイクル全体での取組の促進、
- ② プラスチック製品に関する共通基準の明確化、
- ③ 環境に配慮した製品設計、
- ④ 適正な廃棄物管理に係る各国の義務、
- ⑤ 国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー、
- ⑥ 全ての資金源からの資金動員及び効率的な資金の活用

等の重要性について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与しました。

また、会合期間中、環境省の小野洋参与が、アジア太平洋地域の代表理事(副議長)として定期的に地域会合を主催したほか、同省の小林豪プラスチック汚染国際交渉チーム長が作業部会の1つにおいて共同議長を務めました。さらに、**条約の主要義務規定について非公式な協議を主導するなど、議論の促進に向けて精力的に取り組みました。**

(4) また、中田宏環境副大臣が本会合、閣僚級ラウンドテーブル等に出席し、プラスチック汚染対策に関する日本の取組を紹介するとともに、各国閣僚等とのバイ会談を行いました。

# 政府間交渉委員会会期概要

## INC 5-3スイス（環境省HPより）

1 今回の再開会合では、昨年8月に開催された政府間交渉委員会（INC5.2）後の議長（エクアドル）辞任を受け、新議長の選出が行われ、チリのフリオ・コルダノ（Mr. Julio Cordano）氏が議長に就任しました。

2 また、各地域（アジア太平洋、アフリカ、中南米、西欧・その他、東欧、小島嶼国）から選任される計10名の代表理事（副議長）のメンバーが確認されました。なお、日本からは、小野洋環境省参与が引き続きアジア太平洋地域選出の代表理事を務めます。

3 環境省は、引き続き日本政府代表団として外務省、経済産業省等と連携しながら、本交渉の妥結に貢献していきます。

INC 5-2で前議長が提案した2つのドラフトテキストは、1回目がEU・島嶼国寄り、2回目が石油産出国・ロシア寄りと受け取られ、いずれも反対陣営から強い批判を受けた。この影響などもあって、国際交渉の経験の豊かな新たな議長に交代することになった。

# 議長のとキストの基本構成①

パート	構成
I	1.前文 2.目的 3.定義 4.原則 5.範囲
II	1.一次プラスチックポリマー 2.懸念される化学物質及びポリマー 3.問題があり、及び回避すべきプラスチック製品 4.締約国が要求に応じて利用できる免除 5.製品の設計、構成及び性能 6.プラスチック以外の代替品 7.拡大生産者責任 8.ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出と放出 9.廃棄物管理 10.リストされた化学物質、ポリマー及び製品、及びプラスチック廃棄物の取引 11.海洋環境を含む既存のプラスチック汚染 12.正当な移転 13.透明性、追跡、監視、ラベル付け

# 議長のテキストの基本構成②

パート	構成
III	1.資金調達 2.能力構築、技術支援、技術移転
IV	1.国の計画 2.実施及び遵守 3.進捗状況の報告 4.手段の実施状況の定期的評価及びモニタリング 5.国際協力 6.情報交換 7.啓発、教育及び研究
V	1.統治機関 2.補助機関
附属書A	一次プラスチックポリマー、及び懸念される化学物質及びポリマー
附属書B	問題があり、及び回避すべきプラスチック製品
附属書C	製品の設計、構成、及び性能
附属書D	共通原則に基づくEPRシステムの設定及び運用のための様式
附属書E	ライフサイクル全体に亘るプラスチックの排出及び放出
附属書F	廃棄物管理
附属書G	国の計画の様式

附属書A、Bに規制される具体的プラスチック材料、製品が記載される。

# プラスチック製品規制案

「議長のテキスト」第3条附属書 フェーズアウトプラスチック製品	シングルユースプラスチック指令などによる禁止
意図的に添加されたマイクロビーズを含むリンスオフ化粧品及びパーソナルケア製品	意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む製品（マイクロプラスチック規則）
シングルユースプラスチック製ストロー	同左
シングルユースプラスチック製飲料マドラー	同左
シングルユースプラスチック製カトラリー/器具（フォーク、ナイフ、スプーン、箸）	同左
EPS（発泡ポリスチレン）及びXPS（押出成形ポリスチレン）製のシングルユースプラスチック製食品及び飲料用包装	EPS（XPS：PPWRにより追加）
シングルユースプラスチック製キャリーバッグ	同左
オキシ分解性プラスチック製品	同左
プラスチック製タバコフィルター	同左

INCテキストへの附属書に記載されたフェーズアウトすべきプラスチック製品は、欧州のシングルユースプラスチック指令の禁止内容とほぼ一致する。

# なぜ、交渉はまとまらないのか？

## 石油産出国、ロシアなどの立場

INCを設立したINEA5.2決議は、環境を現に汚染しているプラスチックの環境問題を解決することにあつた。この決議に、プラスチックの産業構造に直接係るテーマはない。

## EU、島嶼国などの立場

プラスチックはその利用価値から今後も増え、環境問題も大きくなると予想される。この問題を解決するには、プラスチックの産業構造に直接係らざるを得ない。

## 日本の立場

新たなプラスチック汚染をゼロにする仕組みを作る。この仕組みのポイントはプラスチックの廃棄段階の管理である。

これらの記載内容は必ずしも公式資料に基づいたものではないが、INC参加者の視点から、それぞれの立場の違いをシンプルに整理したものである。

まとめ(p.3)

国連プラスチック汚染防止条約(p.4~33)

背景(p.5~13)

政府間交渉委員会(INC)(p.14~33)

国連Codexリサイクルプラスチック  
ガイドライン(p.34~43)

# 国連Codexリサイクルプラスチック ガイドライン

国連CodexはWHO(保健機関)とFAO(食糧農業機関)が共管し、食品の国際規格などを策定する。このCodexには188か国とEUが加盟している。ここで米国がリサイクルプラスチックのガイドライン策定を提案し、実施することが事実上決まった。ガイドラインであり強制力はないが、殆ど全ての国は参加すること、トランプ政権下の米国が提案していることでその動きが注目されている。2026~2030年に実施される(INCとは別の)新たな動きである。

# 国連Codex 食品汚染物質部会

- Codexは、国連WHO(世界保健機関)とFAO(世界食糧農業機関)が協同して食品の国際規格を作成する機関であり、188か国とEUが加盟している。
- 2023年11月20～24日Codex委員会執行委員会第85回会期において、米国は「Codex委員会におけるリサイクルガイダンスの調査と開発」を提案した。Codex事務局はいくつかの質問事項を整理し加盟国に回付した結果、総じて肯定的意見がフィードバックされ、2024年6月1～5日同第86回会期でEUをはじめ全体に賛同が確認された。
- 2025年6月23～27日Codex食品汚染物質部会第18回会期(CCCF 18)の報告書案に次が確認された。

報告書案パラグラフ185.「CCCFは、米国に、CCCF 19(注:2026年10月19～23日開催)で検討するため、カナダと日本の支援の下、食品包装における再生プラスチックの食品安全面に関するガイダンス策定に関する討議資料を作成し、提出するよう要請することに合意した。」その後EUも支援を表明した。

# 国連Codex 食品汚染物質部会

- 国連Codexアジア調整部会(議長国日本)は、2025年8月18～20日アジアCodex食品規制フォーラム2025を開催し、国際的にハーモナイズした食品接触材料規制案を討議したことが確認された。
- こうした中、米国が作成し、日本・カナダ・EUが協力するとされた食品包装用リサイクルプラスチックのガイドラインに係るディスカッションペーパー一等の原案が、2026年1月15日頃関係国に内示された。これにより、CCCF 19で議論が始まることが確実となった。

(付録II 4(a)より) 食品包装における再生プラスチックに関する各国の法規制の相違や、適用基準の相違は、包装食品の貿易における障壁となる可能性がある。本ガイドラインは、ハーモナイゼーションを促進することで公正な交易を促進する。

各国のリサイクル制度が異なるなか、プラスチック食品接触材料の国際的流通を促進する契機として、Codexの取組みが期待される。

# 国連Codex 食品汚染物質部会

(2025年3月18～19日農水省の関係業界団体説明資料)

R7.3 コーデックス・プラスチックガイドライン作業説明資料

## コーデックス委員会の組織図

(2025年3月時点)



- 一般原則 (フランス)
- 食品添加物 (中国)
- 食品汚染物質 (オランダ)
- 食品衛生 (米国)
- 食品表示 (カナダ)
- 分析・サンプリング法 (ハンガリー)
- 残留農薬 (中国)
- 食品残留動物用医薬品 (米国)
- 食品輸出入検査・認証制度 (豪州)
- 栄養・特殊用途食品 (ドイツ)

- 生鮮果実・野菜 (メキシコ)
- 油脂 (マレーシア)
- スパイス・料理用ハーブ (インド)
- 魚類・水産製品\* (ノルウェー)
- 穀物・豆類\* (米国)
- 加工果実・野菜 (米国)
- 糖類 (コロンビア)
- 乳・乳製品 (ニュージーランド)
- 食肉衛生 (ニュージーランド)
- 植物タンパク質 (カナダ)
- ナチュラルミネラルウォーター (スイス)
- ココア製品・チョコレート (スイス)

- アフリカ (ウガンダ)
- アジア (日本)
- 欧州 (ドイツ)
- ラテンアメリカ・カリブ海 (ウルグアイ)
- 近東 (オマーン)
- 北米・南西太平洋 (フィジー)

- 国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって1963年に設置された国際的な政府間機関
- 食品に関する国際基準を策定
- 188加盟国、1加盟機関 (EU)、240オブザーバー機関 (IGO, NGO) が議論に参加可能

- 注) 1. ●印の部会は、休会中。  
 2. \*印の部会は、Working by Correspondence(対面での会合以外の方法での作業)。  
 3. ( ) 内の国は、ホスト国名。  
 4. 執行委員会は、議長、3 副議長、6 地域調整国(アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋)及び7 地域代表(アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋)で構成。  
 5. 日本は第47回総会(2024年11月)においてアジア地域調整国(アジア地域調整部会議長)に就任した。任期は約1年間(第48回総会(2025年11月)まで)。  
 6. 各部会の下に、部会から付託を受けて、次の部会までの間、特定の事項について議論する作業部会が設置されることが多い(電子的作業部会(EWG)、物理的作業部会(PWG))。

# 国連Codex 食品汚染物質部会

(2025年3月18～19日農水省の関係業界団体説明資料)

R7.3 コーデックス・プラスチックガイドライン作業説明資料

## コーデックス文書(いわゆるコーデックス規格)とは

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的にコーデックス委員会によって採択された食品規格とそれに関連する文書

- **Standards(規格)(235):**
  - **General Standards(一般規格):** 食品横断的な規格。重金属等の汚染物質の最大基準値(MLs)、食品添加物、表示等
    - (例)食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(CXS 193-1995)
    - 食品添加物に関する一般規格(GSFA)(CXS 192-1995)
    - 包装食品の表示に関する一般規格(CXS 1-1985)等
  - **MRLs(最大残留基準値):** 農薬、動物用医薬品
  - **分析・サンプリング法**
  - **Commodity Standards(個別食品規格):** 特定の農産物や、魚類・水産製品等の規格。主に品質(成分量、製造方法等)に係る規格
- **Code of Practice(実施規範)(56):**
  - 特定の食品や食品グループ毎の食品安全を確保するための製造工程、輸送・貯蔵等について規定
    - (例)食品衛生の一般原則に関する規則(CXC 1-1969):食品の安全性を向上させる手段としてHACCPに基づいたアプローチを勧告
    - 食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範(CXC 67-2009)
- **Guideline(ガイドライン)(86):**
  - 規格や実施規範の策定の基礎となる一般的な原則や、それらの原則の解釈
    - (例)食品添加物の暴露評価に係るガイドライン(CAG 3-1989)
    - 食品中のウイルス管理への「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン(CAG 79-2012)等
- その他(4)

※( )内は地域規格も含めた文書数 FAO and WHO, 2023. CODEX - 60 years of standards. Codex Alimentarius Commission (2023年11月) p87 <https://doi.org/10.4060/cc8700en>

# 国連Codex 食品汚染物質部会

(2025年3月18～19日農水省の関係業界団体説明資料)

R7.3 コーデックス・プラスチックガイドライン作業説明資料

## コーデックス規格の特徴

---

- 消費者の健康が確保されていることを条件に、より多くの国や地域に受け入れられるものとする方向で議論
- 食品安全(汚染物質)に関する規格については、科学的根拠に基づき、「無理なく達成可能な範囲でできるだけ低くすべき(ALARA: As Low As Reasonably Achievable)」という考え方で決定
- 食品安全以外、とりわけ個別食品規格は、健康被害を招かない限り、特定の商品を差別化するためではなく、極力包摂的(inclusive)なものにすべきというのが原則

# 国連Codex 食品汚染物質部会

(2025年3月18～19日農水省の関係業界団体説明資料)

R7.3 コーデックス・プラスチックガイドライン作業説明資料

## SPS協定とコーデックス規格の関係

- WTO/SPS協定上の国際基準として扱われる
- SPS協定では、科学的に正当な理由がある場合を除き、自国の措置を国際的な基準(食品安全に関してはコーデックス規格)に基づいてとることを求めている
- コーデックス規格よりも厳しい規格を適用する場合は、リスク評価などの科学的に正当な理由が必要

TBT協定についても  
同様です

### 各国の国内措置の基礎となる可能性

(特に途上国においてはコーデックス規格を国内の規格に直接当てはめる場合が多い)



コーデックス規格に可能な限り日本の現状が反映されるよう努力

# 国連Codex 食品汚染物質部会

(2025年3月18～19日農水省の関係業界団体説明資料)

R7.3 コーデックス・プラスチックガイドライン作業説明資料

「食品容器包装への再生プラスチックの使用に関する食品安全ガイドライン策定」のポイント※  
(2025年6月に開催される第18回食品汚染物質部会 (CCCF18) に新規作業として提案される予定)

## 【目的】

\*米国からの聴き取り

食品容器包装への再生プラスチックの使用に関する食品安全上の原則とガイドラインの策定

## 【ガイドラインの内容】

以下についての原則やガイドライン

- 食品容器包装への利用に適切な再生プラスチックの原料
- 十分な清潔さを確保するための原料ごとの適切なリサイクルプロセスと技術
- 食品容器包装における再生プラスチックに関する一般原則 等

## 【提案意図】

- ☆ 政府や関心のあるステークホルダーが、食品容器包装における再生プラスチックの安全な使用を確保するための規制システムを開発、実施するための支援となる。
- ☆ 持続可能な食品包装の選択肢が増える中で食品の安全性を確保し、貿易の障壁を減らし、食品容器包装におけるリサイクル材料の世界的な調和を促進する。

## ◎ 想定し得る影響

- 食品容器包装における再生プラスチックの使用に関する最近の国際的な推進の動きに対し、食品安全の観点から、コーデックスで国際的に調和したガイドラインを示すことは、消費者の健康保護と食品の公正な貿易の確保の観点で有益で意義のある作業であることから、日本としても米国の提案を支持
- 一方、策定されたガイドラインの内容が、各国のルールとして採用される可能性があるが、国内事業者への適用が容易ではない内容が含まれた場合、食品輸出に影響するおそれ
- ➔ 国内事業者から実態を聴取し、ガイドラインの内容に反映させていく必要

# 国連Codex 食品汚染物質部会

(2025年3月18～19日農水省の関係業界団体説明資料)

R7.3 コーデックス・プラスチックガイドライン作業説明資料

## 想定される作業スケジュール

時期 (想定を含む)	対応事項 (黒字はコーデックスでの動き、青字は国内での対応)
2025年2～3月	関係省庁打合せ (消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省) 業界への情報提供 (ヒアリング)
2025年4月	CCCF18ウェブサイトにプロジェクトドキュメント掲載 (公開)
2025年5月上旬	関係省庁 (消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省) と対処方針の検討 業界に意見聴取
2025年5月下旬	コーデックス連絡協議会にて、部会の対処方針を説明
2025年6月23-27日	CCCF18開催 作業開始に合意すれば、総会での新規作業承認 (ステップ1) を前提に、EWG設置 EWGにて検討開始 (ガイドラインのアウトラインの検討、必要あれば科学的助言を求める)
2025年8月～9月	コーデックス連絡協議会にてCCCF18の報告
2025年11月	総会での新規作業承認 (ステップ1)
2026年3月	EWGの報告書案完成
2026年春～初夏	コーデックス事務局が各国にコメント募集 (ステップ3) コーデックス連絡協議会にて、部会の対処方針を説明 CCCF19開催 (EWGでの検討内容をもとに議論) (ステップ4)、EWG再設置 EWGにて検討開始 (原案再検討、必要あれば科学的助言を求める)
～	ステップ2 EWGに日本は共同議長としてドラフティングに参画、適宜業界に意見聴取
	EWGの報告書案完成
2027年春から初夏	コーデックス事務局が各国にコメント募集 (ステップ3) CCCF20開催 (EWGでの検討内容をもとに議論) (ステップ4)
2028年頃	総会において予備採択 (ステップ5)
2030年頃	総会において最終採択 (ステップ8)

**(参考) 規格策定の流れ**

事前

- メンバー、オブザーバーが新規作業提案の準備  
作業の目的 (消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保の観点での規格策定の必要性)、作業範囲、生産量・消費量・貿易量の情報等を記載
- 部会が提案のあった新規作業を検討
- 部会が休会中、または該当の部会がない場合、執行委員会と総会に提案を直接提出し、検討を求めることも可能

ステップ1 総会が新規作業承認

ステップ2 事務局が規格原案の手配 (提案国を議長とする電子作業部会で規格原案作成)

ステップ3 規格原案について各国へコメント募集

ステップ4 部会が規格原案を検討

ステップ5 総会が予備採択

ステップ6 規格案について各国からコメント募集

ステップ7 部会が規格案を検討

ステップ8 総会が採択

5年以内に完了を目指す

# 問い合わせ

- この資料へのお問い合わせは、次にご連絡ください。

食品接触材料安全センターお問い合わせ

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>